

説明 1

平成29年度第4回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成29年7月26日(水) 午後2時から同4時まで
- 2 場 所 ホテルルビノ京都堀川「松」
- 3 出席者 【委員】7名
【府教委】教育監、指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他
【傍聴者】なし

4 概 要

(事務局からの説明事項)

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府いじめ防止基本方針について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

京都府いじめ防止基本方針について

- 17頁、「3 調査を実施する組織」の「(1)学校が調査主体となる場合」の記載は極めて簡潔だが、もう少し具体的でも良いのではないか。
各市町村ごとに検討すれば良いのかも知れないが、何らかの大枠を少々明確にしても良いのではないかと思われるので、その要否も含め一度検討されたい。なお、文案は事務局にお任せする。
- 例えば、市町村での重大事態への対処時等に、学校で委員会を設けて対応するかどうかについては市町村教委が判断することになるが、京都府がどこまで関わるのかという点が、文章だけを読んでいる中では見えにくい。
それぞれの市町村等で基本方針を別途策定されており、そこで府の基本方針との整合が図られることになると思われるが、その点、府の基本方針では規定の仕方が難しいとかねがね思ってきた。
- 府の基本方針であり、市町村、私学等を包括的に規定している中で、どの程度までそれを表現するのか、非常に難しいところがある。
- 極めて根源的な問題で、今後の課題として、全体の構成について何らかの整理がいるかも知れない。
- 現行の基本方針策定当時に、検討委員会において最初に話題になったのが御指摘の点であり、府の基本方針としてどこまで書き込むのか、府が基本方針に書き込み過ぎた場合に市町村等の自由度はどうなるのかという問題があるため、実際のところ抽象的にしている部分もある。

その辺りについては、初めの御意見も含めて、もう一度点検してみたい。

- では、事務局で整理をお願いし、基本的にこの形で進めていただくこととする。